

議案第 4 4 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 1 日

提出者 瑞穂町長 山 崎 栄

(提案理由)

個人番号の利用の範囲に係る事業の廃止に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 1 0 の項を削り、1 1 の項を 1 0 の項とし、1 2 の項から 3 8 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 2 中 1 0 の部を削り、1 1 の部を 1 0 の部とし、1 2 の部から 4 0 の部までを 1 部ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

新	旧																																											
<p>第1条から第6条 略</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>10から37</u> 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>10か ら39</u> 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	機関	事務	略	略			<u>10から37</u> 略	略	機関	事務	特定個人情報	略	略	略				<u>10か ら39</u> 略	略	略	<p>第1条から第6条 略</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>10 町長</u></td> <td><u>瑞穂町障害児等タイムケア事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td><u>11から38</u> 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>10 町長</u></td> <td><u>瑞穂町障害児等タイムケア事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> <td><u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td><u>11か ら40</u> 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 略</p>	機関	事務	略	略	<u>10 町長</u>	<u>瑞穂町障害児等タイムケア事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>11から38</u> 略	略	機関	事務	特定個人情報	略	略	略	<u>10 町長</u>	<u>瑞穂町障害児等タイムケア事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>			<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>	<u>11か ら40</u> 略	略	略
機関	事務																																											
略	略																																											
<u>10から37</u> 略	略																																											
機関	事務	特定個人情報																																										
略	略	略																																										
<u>10か ら39</u> 略	略	略																																										
機関	事務																																											
略	略																																											
<u>10 町長</u>	<u>瑞穂町障害児等タイムケア事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>																																											
<u>11から38</u> 略	略																																											
機関	事務	特定個人情報																																										
略	略	略																																										
<u>10 町長</u>	<u>瑞穂町障害児等タイムケア事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>																																										
		<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>																																										
<u>11か ら40</u> 略	略	略																																										